

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 29 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 2階 会議室
2. 開始日時 平成 29 年 6 月 20 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 20 名、定足数 11 名
4. 出席評議員数 15 名
（出席）北島秀明、橋本賢次郎、佐藤良也、椎橋良太郎、清水秀樹、白神俊典、鈴木恭蔵、宗林さおり、鶴田康則、成松義文、埴雅明、松井睦子、武藤正樹、森田邦雄、若尾修司
（欠席）安部俊朗、蒲生恵美、徳山陽滋、原孝博、笛木弘治、
（出席監事）松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議案 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 28 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 監事監査報告
第 4 号議案 理事 1 名の選任について
報告事項
・ 理事、評議員に関する推薦・選任基準について
業務執行報告
・ HACCP 導入手引書作成事業について
・ 表示広告の相談業務開始について
・ 機能性表示制度に係る規制改革会議からの答申について
・ 平成 30 年新春賀詞交歓会について
6. 議事
（1）開会宣言・定足数の確認
議長から開会宣言があり、議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
（2）議事録署名人選任
議事録署名人として、北島評議員、橋本評議員の 2 名が選任された。
（3）議案の審議状況及び議決結果
第 1 号議案平成 28 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案平成 28 年度収支決算（案）に関する件

審議に入る前に、事務局から平成 29 年 4 月 3 日付けで、大森丘評議員より辞任の届出があったことが報告された。

引続き、議長の求めに応じて、総務部長より第 1 号議案平成 28 年度事業報告(案)、事務局より第 2 号議案平成 28 年度収支決算(案)に関する件について併せて資料に基づき説明があった。

平成 28 年度事業報告(案)に関する件については、主な点として、総務部関係は、理事会、評議員会の運営及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援、収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等、また食品保健指導養成講習会の実施と同資格の認定事業、及びフォローアップの事業を実施した。

健康食品部関係については、認定健康食品(JHFA)マークに関する事業においては認定事業のほか、認定健康食品(JHFA)マーク普及啓発体制強化の一環として、東京都健康食品データベースの活用に向けた取組みを開始し、現在 JHFA マーク製品保有企業に対しては、データベースへの登録の意向調査を実施中である。GMP 製造所認定等に関する事業においては認定事業のほか、平成 28 年度の新しい試みとして「これからの健康食品 GMP を考える会」を立上げ、参加企業は 7 社で 29 年度も継続する。これまでの議論で、①国際基準とのハーモナイゼーション、②認証団体が 2 つ存在する現状、③健康食品 GMP の義務化、④健康食品への HACCP 導入義務化への対応があげられ、中長期的課題として①、目前の解決すべき課題として④を中心に議論する方向となり、29 年度中に取り纏め何らかの提言を行う。健康食品安全性自主点検認証に関する事業においては認定事業のほか、健康食品の安全性に関する普及啓発事業および情報提供の一環として、「健康食品の安全性に関するセミナー」を開催、また会員専用のホームページで健康食品の安全性情報の収集方法の紹介を行った。

機能性食品部関係については、機能性表示食品の届出支援として 4 件の研究レビューを実施した。届出専門相談として、大阪商工会議所及び(公財)北海道科学技術総合振興センターでの個別相談会を含み、延べ 129 件の相談に対応した。また、健康食品産業協議会と連携し「機能性表示食品適正広告自主基準」の説明会を東京及び大阪で開催した。「機能性表示食品制度に関する研究会」はガイドライン研究会(参加企業 19 社)及び表示・広告研究会(参加企業 27 社)を立上げ、ガイドライン研究会の第 1 分科会では、会員企業を対象に届出後の消費者庁からの指摘事項についてのアンケート調査を実施するとともに、「平成 28 年度農林水産省食産業における機能性農産物活用促進事業 活用ガイドライン整備事業」として「機能性表示食品一届出資料作成の手引書」を 4000 部作成した。第 2 分科会では、会員企業から制度の課題に関する情報を収集し、機能性関与成分が不明確な食品の取扱い、機能性表示食品の対象者、届出手続き、データベース、機能

性の根拠等について検討を行うとともに、健康食品産業協議会に適宜情報の提供を行った。また、表示・広告研究会では、機能性表示食品の表示・広告の適正化に向けて消費者庁による講演、「機能性表示食品適正広告自主基準」及び食品に関する広告規制についての検討、意見交換等を実施した。

特定保健用食品部関係については、申請支援として、事業者に対して、相談・申請書チェック・事務指導の実施、大阪と東京での講習会を実施した。特定保健用食品広告審査会については、審査会を2回実施し、審査結果を当協会ホームページに掲載するとともに、消費者庁、消費者委員会、厚生労働省に報告した。また、この審査を踏まえ、「『特定保健用食品』適正広告自主基準」の改定を実施した。その他、専門部会（技術部会、コミュニケーション部会、広告部会）活動の支援、出張セミナーや市場規模調査の実施、規制改革会議への対応として、規制改革会議推進室へ「わかりやすい表示」の要望とこれまでの検討内容を伝え、特定保健用食品部会員を対象に「審査の透明化」に関する現状を調査し取りまとめを行った。

栄養食品部関係については、申請支援として相談業務の実施のほか、特別用途食品制度の活用に関する研究会を運営し、日本流動食協会や日本メタボリックニュートリション協議会とともに3つの分科会（えん下困難者用食品、総合栄養食品、低たんぱく質食品）と幹事会を4回開催した。内容としては、消費者庁「特別用途食品制度に関する検討会」に対し、各分科会の要望等を取りまとめるとともに、規格基準設定に関する情報提供等を行った。その結果、「特別用途食品の表示許可等について」の通知改正として、えん下困難者用食品にとろみ調整用食品が新たに導入され、今後新たな食品区分の追加や規格基準の見直しにつながった。また、流動食や介護食に関する情報提供を通じ厚生労働省医薬・生活衛生局、保険局、健康局との意見交換などを目的にした「食の勉強会」に毎月参画し情報交換を行った。日本流動食協会からの受託事業として、「2016年度流動食の生産量調査」を行った。

学術情報部関係については、「健康・栄養食品研究」をオープンアクセスのオンラインジャーナルとして刊行し、国立研究開発法人科学技術振興機構のJ-STAGEへ掲載し投稿数の増加を図った。健康食品相談業務としては、平成28年度は245件の相談があった。国内外の学術情報の収集、発信としては、IADSA（国際栄養補助食品業界団体連合会）年次総会に出席し、関連情報を収集するとともにコーデックス栄養部会・特殊用途食品部会等の報告書もホームページに掲載した。

渉外広報室関係については、会員への情報発信として、メールマガジンの配信、ホームページとスマートフォンサイトの運用、報道関係への対応としては、プレスリリースの発信、マスコミの取材対応、メディア懇談会を開催し報道関係者との意見交換を行った。普及・啓発活動として、協会ブランディングへ向けた検

討を行った。また、農林水産省補助事業として、「機能性農産物等活用セミナー」を全国13ヶ所で開催した。(参加者1,789名)また、新たに、消費者庁と関係団体との「保健機能食品に関する意見交換会」を平成29年1月から毎月開催している。(事務局：当協会)とのことであった。

また、平成28年度収支決算(案)に関する件について、主な点として、事業収益については、会員の入会が少なかったことによる「受取入会金」の減少、昨年度、健康科学学会でセミナーを行ったことによる参加収益があったが、当年度はそれがなかったことによる「講習会セミナー事業収益」の減少、JHFAマーク許可数の減少による「JHFAマーク許可事業収益」の減少、平成25年度から27年度の3年間にわたって行っていた農林水産省受託事業の終了による「農水PJ受託収益」の減少、機能性表示食品の届出支援事業である機能性の研究レビューが減少したことによる「機能性評価関連事業収益」の減少等があったが、農林水産省補助事業を実施したことによる受取補助金等や、「安全性自主点検認証事業収益」、「業務受託収益」等の増益があった。また、経常費用では、人件費関連(役員報酬・給与手当・臨時雇用賃金・委託費等)の減少、「租税公課」、「諸謝金」、「支払手数料」等の減少があった。これらの結果、28年度は経常増減が1237万円余となり、前年度に比べ263万円余の増加となった。財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公1事業、公2事業、公3事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約86%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

第3号議案 監事監査報告

引続き、議長の求めに応じて、監事より平成28年度監事監査報告があった。

去る5月24日(水)に監事2名が定款第33条第2項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監査内容であった。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

議長： 事業報告書P22の「機能性農産物等活用セミナー」の開催について、どのような参加者で、どのような内容のものだったのか説明してほしい。

渉外広報室長： 全国13か所でセミナーを開催し、延べ1,800名ほどの参加者だった。農産物に係るセミナーということで、主な参加者は各地方の行政関係者が2~3割、農産物の生産に従事者の方が3割、その他一般消費者、広報関係者だった。

議長： どのような食品があげられたのか。

渉外広報室長： どういった農産物が対応できるかということに重きを置いて説明させてもらった。流通関係にも重きを置かないとうまくいかないだろうということだった。

事務局長： 付け加えて説明すると、参加者の3分の1位は農業従事者、3分の1弱は行政等の研究者、あとの3分の1はバイヤーや小売関係者だった。全体として、農産物の機能性表示は難しいという感じを受けた。自分たちが思っている農産物が本当に機能性の証明ができるのか。そんなに簡単ではないと感じているイメージが強かった。静岡県で行政が絡んでみかんをピールして売り出したのでそれを例示として挙げてもらい説明した。協会としては、きちんとしたエビデンスがないとだめであり、売り方としてはこのようにする、また、相談はこのように受ける等の主旨を伝えたが、単純に農産物はなんでも機能性を謳えるのだという誤解が解けたと思っている。

評議員： 収支決算書P11の附属明細書の基本財産に土地2億円とあるが、今、実際にどれくらいなのか、ふくみはどれくらいあるのか。もう1点、事業報告書P16の規制改革会議への対応とあるが、昨今テレビなどで規制についていろいろ言われているが、どのようになっているのか教えていただきたい。

事務局長： 基本財産の土地については当初に計上した額で、現在、時価でどれくらいなのか把握していないが、将来的に協会のビルをどうするかという問題があるので、その時点までには確認しておかなければならないと思っている。また、規制改革会議についていろいろ言われているが、事業報告書に記載した内容は、機能性表示食品についてのもので、後ほど報告するが、この度の国でいろいろ話題になっているものの影響は受けていない。

議長： 気になっている点だが、建物が老朽化した場合、それに対する引当金は今の金額で充分なのか。建替えとなった場合さまざまな費用が掛かると思うがその点どうなのか。

事務局長： 基本的には減価償却引当で行っている。以前はそれができない時期もあったが、ここ数年は運営が順調なので引当金をルール通り計上している。

監事： 収支決算書P1の貸借対照表の固定資産の建物と付属設備と特定資産の減価償却引当資産の差額を見てもらうと約1,400万円が引当金となる。

議長： 前年から見て増額にはなっているが、約350万円ほどの増で、その位のペースで大丈夫なのか。

監事： 企業会計の領域で、災害損失を引当てるという考え方もあるが、ここで行っていいものかどうか疑念があるので積極的には行っていない。ここの段階ではまだ必要ではないと考える。

評議員： この後の規制改革会議の報告に繋がっていくことだと思うが、事業報告書P22の行政機関及び諸団体との連携強化で、消費者庁と関係団体との「保健機能食品に関する意見交換会」を行っているが、どのようなメンバーでどのような論点で、今後の方向性はどうなっていくのか等の内容を少し紹介してもらえないか。

事務局長： 現在5回目の開催だが、両方からいろいろな話題を提供して話し合いを続けている。今後の方向性が固まりつつあるので、その際には説明させてもらう予定だ。消費者庁からは次長以下、課長、担当補佐が出ており、団体からは5団体が参加している。今の考え方としては、SRをどうする等の細かい事ではなく、今後、保健機能全体をどう持っていくか、機能性表示食品を国民にうまく使ってもらうにはどのようにしていったらいいか等の大きな点の話し合いを行っている。

評議員： ゆくゆくは、参加者が団体等の方々から、もう少し広げて有識者等の第三者を入れたものになればいいと思う。個別のもの運営、現状の改善なら今のまま団体等の参加者でいいと思うが、2年後の見直しに向けて少し広い視野で取り組んでいかなければいけない時期なのではないかと思う。私の意見として、有識者等の第三者の意見も反映できる形にして行ってほしいと思う。

事務局長： 次回の意見交換会で、評議員会の意見として伝えさせてもらう。

評議員： 収支決算書の正味財産増減計算書P3の機能性表示食品届出支援手数料収益が27年度には計上がなく、28年度は計上されているが、27年度は事業がなかったのか。また、機能性評価関連事業収益が減っているが、これは機能性表示食品に関連しているものか。特保申請支援手数料収益が減っているは申請が減ったということか。JHFAマーク許可事業収益も減っているがこれはなぜか。全体的に認証事業が減少傾向にあるが、今後の対応はどのように考えているのか。

事務局長： 機能性表示食品届出支援事業は新規で、一方機能性評価関連事業は27年度の決算に入っているが27年度は初年度だったので、協会にSRの依頼が沢山あったが28年度は落ち着いてき件数が少なくなった。また、特保申請支援手数料収益が減っているは、前年度に比べて相談が少なかった。機能性表示食品制度のあおりだったかもしれない。JHFAマーク許可事業収益も減っているのは、現在許可件数が減少し

ている。新しい基準が出来ればいいのだが、古い基準だと商品が売れなくなるので辞退等があった。

今後の対応としては、JHFA マークの認証事業については、今のやり方がいいのか内部で検討しているところだが、外部の方の意見も聞きながら事業の組み立てを考えなくてはいけないと考えている。安全性の認証事業については、この制度はマークの取得が非常に難しくマークを取る企業が少ない。安全性というのは認証というよりはむしろ企業の方々に安全性の考え方を分ってもらうための啓発活動をするのがいいかと考えている。一方 GMP の認証事業については取得件数が上がっている。今後、GMP の製品マークをうまく使い消費者に分かってもらえるよう仕組みを変えなければいけないと考えている。

後ほど報告するが、機能性表示制度が出来てから、事前審査や事後のチェックをしてくれるところはないかということで、新たな事業展開が生まれて来るのでそこに積極的に入っていきたいと考えている。

評議員： 事業報告書 P19 の健康食品相談業務について、ここにはどのような媒体を見て相談電話をかけてくる人が多いのか。

学術情報部長： 現在は、消費生活センターや各県のお薬相談室等からの紹介が増えている。薬と健康食品の飲み合わせ等について様々な情報を調べて回答している。

評議員： 健康食品相談業務の目的は何なのか。

学術情報部長： 消費者の健康食品に対する相談業務全般としている。消費者の健康食品に対する疑問に答えている。

評議員： なぜこのような質問をしたかと言うと、今、BS テレビで広告なのか勧誘なのかわからないようなことをしている企業が多い。その中に、協会の会員もいるので、協会はそのような会員をチェックして指導していくべきではないのか。

事務局長： 広告なのか勧誘なのかということは協会がというよりはそのような法律を所管しているところに確認するのが基本である。協会がチェックして会員に指導しろということか。

後で説明するが、むしろ協会としては、表示広告に関して健増法であるとか、景表法であるとかについて、事業者を対象にこの7月1日から相談窓口を開設する予定にしており、そのような形で対応したい。

評議員： 国民生活センターとして、今、消費者から、お試しということで、1回目は非常に安い値段で売るが、よく見ると定期購読が条件と小さい文字で書いてあった等の健康食品の苦情相談が非常に多くなっている。当方でもこのような点の啓発をしているので、何かのおりには情報交

換できると思う。

事務局長： 当協会も協力をさせてもらいたい。

議長： 先ほども指摘があったが、協会の事業で停滞気味なものと活発化しているものがあり、事業報告書にその推移が記載されてあるので、我々評議員も認識できるようになった。前回の評議員会で、今後、JHFA マークや GMP マークをどうするのか、安全性認証をどうしていくのかについて、機能性表示食品との絡みを考えながら、消費者がこれを一つのガイドラインとして納得して選んでもらえるような制度を協会が主体的となり具体化して行くという議論があったと思う。先ほどの意見の広告表示ということにも関連すると思うが、業界団体として企業にきちんと指導していくような体制を作ることも含めて、行動計画を今年度事業に盛り込んで、理事会等で議論していただき具体化して行くことが大事だと思っている。これで終わると、来年また同じ話になる危惧があるので、私は一評議員として、少なくともこの一年間でスケジュールに沿って業界全体で具体化していくような行動計画を作ってもらいたいと考える。それについては、具体案を事務局に任せておくだけでいいのかも含めて、まず事務局でどういう形で進めていくかということを検討して理事会で諮っていただき、遅くとも来年のこの時期には第一歩が進められている程度に作業を進めてもらいたい。

理事長： 現在、いろいろな問題を抱えながら事業を実施しているところだ。協会としてもいろいろな観点から改善策を模索し実施しているが難しい点もある。先ほど意見があったが、現在、消費者庁と意見交換会の場を設け、機能性食品制度についての議論を行っているが、これについては第三者を入れないで行政と業界団体との本音の話し合いということで作った会で、なかなか議事内容を公開するという事は難しい。その他、JHFA や他の第三者認証制度、特保制度について弱いのではないかという意見については、指摘の通りであるが、これらは新しい制度に乗り換えているという動きもあるので、もう少し長いスパンで見ながら対応策を考えていきたいと考える。いずれにしても議長から貴重な指摘をもらったので、どこまで実施出来るかわからないが細かいアクションプランを念頭に置きながら実施し、次回説明するようにさせてもらいたい。

本議案について意見を求めたところ、他には意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

第4号議案 理事1名の選任について

議長から理事1名の選任について、配布された資料に基づき説明があった。

説明によると、平成 29 年 6 月 2 日の通常理事会において、田中汎理事から辞任の申し出があり、それに伴い田中理事の推薦団体である健食懇から後任として、日本水産(株)の関口洋一氏の推薦があった。この度の選任は、理事 1 名の選任であるので役員候補選出委員会の設置は不要と判断し本評議員会で選任を諮ることとなったものである。

本議案について意見を求めたところ、特段に意見もなく原案通り出席評議員全員一致で関口洋一氏が理事に選任された。

任期は他の理事と同様に選任された日から平成30年の定時評議員会までとする。

報告事項

・ 理事、評議員に関する推薦・選任基準について

議長から、本基準については、平成 28 年 6 月に行われた理事改選の際に、理事及び評議員の推薦基準について理事会で直し案を検討してほしいと要望を出し、それを受け、6 月 2 日に開催された、業務執行理事会及び平成 29 年度通常理事会で、理事、評議員に関する推薦・選任基準（案）について審議し承認され、本日の評議員会に報告するものであるとのことであった。続いて、議長は検討経緯を含めて本報告について事務局に説明を指示した。

議長の求めに応じて、事務局長より資料に基づき説明があった。

議長から出された要望の経緯等を再度説明したあと、見直し案の検討にあたり、保健衛生関係公益財団等 21 団体への調査を行い、その調査結果を参考にするとともに、年齢制限については現在の推薦基準では「原則 75 歳とし任期中に 75 歳を超える場合は選任されない」となっているが、これまで任期中に 75 歳を超える者には適用しなかったという状況も踏まえ、見直しにあたっては「75 歳を超える者は選任しない」とした。また、評議員については、任期が 4 年であることから理事との最長年齢を合わせて「73 歳を超える者は選任しない」とした。再任の制限については、各団体とも制限を設けておらず、これは制限を設けることが一概に団体運営に好影響を与えるとは考えられない。また、当協会は理事及び評議員の改選時に一定の新陳代謝もあるので、理事及び評議員とも再任の制限を設けないこととした。推薦基準の適用範囲については、推薦基準が公益財団法人移行前に定めたものであり団体等の推薦基準と選任基準が混在した表現となっているのでそれを整理し「推薦及び選任基準」と合わせて文言を整理した。以上を基に作成した下記「理事、評議員に関する推薦・選任基準について」が理事会で承認された。今後の予定としては、平成 30 年 6 月の理事改選及び平成 31 年の評議員改選から適用したいと考えている。

「理事、評議員に関する推薦・選任基準について」

理事、評議員に関する推薦・選任については原則として、以下の基準による。

- (1) 理事候補者の推薦枠として、3 団体(全日本健康自然食品協会、薬業健康食品研究会、健康と食品懇話会)は3名とし、CRN JAPAN は2名とする。その他4団体以外の団体にも必要に応じ理事候補推薦枠を設ける。
- (2) 評議員候補者の推薦枠として、3 団体(全日本健康自然食品協会、薬業健康食品研究会、健康と食品懇話会)は3名とし、CRN JAPAN は2名とする。その他4団体以外の団体にも必要に応じ評議員候補推薦枠を設ける。
- (3) 協会の理事、評議員は、学識経験者、会員企業(代表または準ずるもの)、関係団体推薦者、及び消費者代表から選任する。
- (4) 理事は選任時に75歳を超える場合、評議員は任期の期間を考慮し選任時に73歳を超える場合は選任しない。
- (5) 学識経験者は、当協会の事業に密接に関係する学術分野で評価すべき実績のある者、及び関連行政経験者とする。
- (6) 同一会社からの就任は、理事または評議員のどちらか1名とする。

以上

平成29年6月2日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
通常理事会

本報告に関して、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 報告事項として、「理事、評議員に関する推薦・選任基準について」挙げられたが、私は基本的に反対だ。タイトルに理事と評議員を一緒に記載してあるが、まずそれが違うのではないか。理事会と評議員会の果たす役割が違う。それぞれの果たす役割をベースにして委員構成や推薦基準を議論して見直しをするべきだ。

事務局長： 理事と評議員を一緒に記載してはあるが、佐藤評議員が言ったような観点で考えてはいない。理事と評議員の果たす役割は当然異なるが、推薦をする基準は同じでもいいのではないかと考えた。いずれにしろ役員候補選出委員会が出された推薦者案を基に評議員会で適する人を個人ごと判断してもらうこととなっている。

評議員： 私が言った意見の答えになっていないが、理事会と評議員会の果たす役割の違いを明確にした上で、その違いをそれぞれ担保して行くために委員構成をするのだと思う。そこはちゃんと議論した上で、別々に推薦基準を作った方が分かりやすいと思うし、外に向かっての説明もしやすいと思う。これは私の意見なので、他の皆さんに異論がなければそれでいい

いと思う。

議長： 私が今回問題提起をしたのは、前回の理事改選の際にその時点での推薦基準により理事の候補者を行ったのだが、理事の数字や年齢が曖昧だったりして、適切な選任の作業が行えないということがあったからだ。ただ、今意見があったように、理事会と評議員会の果たす役割が違うので、そういう意味では選任のベースが変わってくるのがあっていいのではないかなと思う。ただ、今すぐにそれを白紙に戻すことは考えられないので、選任された理事・評議員が各々果たすべき役割を自覚して任に当たるといことになると思う。協会は業界団体なので業界団体関係者から選任することが大半になってくるのが、学識経験者や第三者機関の方に入ってもらうことも必要であると考えている。

評議員： 事業内容を見ると、公益法人なので大きな事業の枠が公益性に縛られている。その中で会員や業界が何をしてほしいのか、そのニーズを吸い上げていくには事業実施の主体である理事会と、それをうまく動かす評議員会の推薦が同じ基準だと推薦しにくいのではないかと感じる。

理事長： 評議員会において、議長から現在の推薦基準を見直してほしいとの指摘を受け、理事会で議論を重ねてきたところだ。資料の最後に旧推薦基準が添付されているが、公益財団法に移行する前に、前理事長をはじめ、記載されている方々で協議をし、この推薦基準を決めたと聞いている。確かに、指摘の通り理事と評議員の果たす役割は違うということは理解している。この度は、理事と評議員は同じ形で作られた資料に基づき見直し案の検討に当たった。検討に当たっては、私ども協会に関係21団体の現状を調べさせてもらい、それを基に業務執行理事会、理事会で議論しこの成案になったところだ。だがこれが最終のものであるということではなく、不都合な点があればその時点で見直しをしてもらえればいいのではないかと考えている。

業務執行報告

- ・ HACCP 導入手引書作成事業について
- ・ 表示広告の相談業務開始について
- ・ 機能性表示制度に係る規制改革会議からの答申について
- ・ 平成 30 年新春賀詞交歓会について

議長の求めに応じて、各担当者より資料に基づき説明があった。

本報告に関して、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 表示広告の相談業務について聞きたいが、過去に私どもが製品を出したとき、表示広告ついて地元の保健所に聞いて大丈夫だったものが、東京に持ってくるとだめと言われたり、またその逆だったりすることがあったが、この度は、協会に相談させてもらったら全国统一で大丈夫ということにな

るのか。

健康食品部長： 解答しにくい問題であるが、この度の相談業務はお墨付きを与えるものではないが、相談業務を担当する者はこの分野ではかなり厳しい立場で臨んできた者なので、的確なアドバイスをすることができると思う。

内容によっては、保健所に相談してくれという判断をすることもあるかと思う。

評議員： あくまで相談ということで、責任はあくまで自分でということか。

事務局長： 基本的には、私どもも極力、大丈夫であるとか、確証を基に判断をしたいと考えているが、実施してみないと分からない。まず試行ということでやってみたいと考えている。

評議員： 現実にそのような壁があるとは思うが、確認したいと思いついたところだ。

評議員： 表示には何段階かあって相談も様々であると思うが、薬機法上の権限は地方の保健所に下りているので都道府県で多少のばらつきがあるのが現状だ。最終的には製造業者が登記をしている自治体で見てもらうことが確実であるのだが、その前に、薬機法上や景表法上の注意点について相談を受けフィルターにかけてもらおうとレベルが揃うと思う。

事務局長： 現在協会がベースに考えているのは、薬機法というよりは、健増法と景表法を中心に行いたいと考えている。

評議員： 健増法は、健康の保持・増進ということではあるが、より健康であるという判断がなかなか難しいので、実質的には健増法と薬機法をベースに考えた方がいいと思う。

議長： 相談業務を行う上では、一つの法令に特化するのは無理なことで、企業としては全てのものに網を掛けたやり方をしていかなければいけないので難しいことだと思う。最終的には所在地のある保健所に聞くのが一番いいが、その前のアドバイスをするという形になるのか。

事務局長： 協会の相談業務の考え方として、それがいい、悪いということではなく、内容について、このようにしないと行政機関から指摘を受ける可能性があるというようなことを事業者によく分かってもらうことが大事かと考えている。

評議員： 実施してみないと分からないと思うので、始めることについては賛成である。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。